

伊丹市立図書館インターネット端末利用要綱

(趣旨)

第1条 図書館は、利用者の調査研究、教養等に資するための情報提供サービスの一環として、利用者用インターネット端末機（以下「端末」という。）を設置し、従来の紙媒体を中心とする資料に加え、インターネット上の情報等を利活用し、情報拠点としての図書館機能の高度化を図るため、ここに必要な事項を定める。

(利用できる情報)

第2条 利用者は、次の各号に掲げる情報の閲覧をすることができる。

- (1) インターネット上の情報（ホームページ）の閲覧
- (2) オンラインデータベースの閲覧

(利用できる者)

第3条 端末は、図書館入館者で、次条の利用申込みをし、使用を認められた者に限り利用することができる。

(利用申込み)

第4条 伊丹市立図書館利用券の交付を受けた者が端末を利用しようとする場合は、当該利用券を提示して申込むこととする。

2 伊丹市立図書館利用券の交付を受けていない者が端末を利用しようとする場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、名前及び住所が確認できる公的機関が発行する証明書とともに申込まなければならない。

3 小学生以下で端末（ただし、データベースの閲覧は除く。）を利用しようとする者は、第1項及び第2項による手続きに加え、保護者と同伴又は利用申込みにおいて保護者の同意がある場合に限り利用できる。

4 端末の利用にあたっては、図書館職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

(利用端末の指定)

第5条 利用する端末は、職員が指定する。

(利用時間)

第6条 端末の利用時間は、図書館の開館時間とする。

2 利用は、1人1回1時間以内とする。

3 利用時間を経過した時点で新たな利用申込者がいない場合には、延長して利用することができる。ただし、利用は、1人1日4回（最長2時間）までとする。

4 前項において、オンラインデータベースを延長して利用している間に新たな利用申込者があった場合、職員は、最も長時間利用している者から利用を中止することとする。

5 第1項の規定に関わらず、図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他管理運営上必要があるときは、端末利用の制限を行うこ

とがある。

(複写)

第7条 オンラインデータベースの複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

2 複写しようとする資料は、著作権法（昭和45年法律第48条）で定める範囲内とする。

3 複写に要する費用は、当該複写物の提供を受けた者の負担とする。
(利用料金)

第8条 端末の利用料金は、無料とする。

2 オンラインデータベースの複写に要する費用は、1枚につき10円とする。

(禁止事項)

第9条 端末利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ホームページの閲覧以外の利用
- (2) 有料コンテンツの利用
- (3) メールソフトを使用してのメールの送受信
- (4) チャット、ゲーム等の利用
- (5) ワープロ等のスタンドアロン・パソコンとしての利用
- (6) 調査研究に直結しない動画、音声コンテンツの視聴
- (7) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (8) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (9) フロッピーディスク、CD-ROM、USBスティックメモリ等の外部記憶媒体の使用
- (10) 図書館での閲覧に相応しくない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (11) 接続先等への不適当な内容のデータの送信
- (12) 他の利用者に対して著しい迷惑となる行為
- (13) 他の図書館利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (14) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- (15) 端末、机、椅子等の図書館備品の破損、汚損
- (16) その他、これらに準ずる行為

(情報の制限・管理)

第10条 館長は、第2条の規定にかかわらず、前条の行為を防止するため、フィルタリングソフト等により、利用者が閲覧できる情報に制限を設けることができる。

(職員の補助)

第11条 原則として職員は、端末機器の起動・終了の基本操作以外は利用指導を行わないこととする。

(設置場所)

第12条 端末は、次に掲げる場所に設置するものとする。

設置館	設置場所	台数
本館2階	インターネット席	2台
本館3階	インターネット席	8台

(利用の制限)

第13条 館長は、第9条の禁止事項を守らない者に対し、端末の利用を制限し、又は退館させることができる。

(損害賠償)

第14条 利用者の行為により、図書館又は第三者に損害を与えた場合は、当該利用者（未成年者の場合はその保護者）が責任を負うものとする。

2 図書館は、利用者によるインターネット利用から生じるすべての経済的、法的責任を負わない。

(セキュリティ対策)

第15条 市の情報資産のセキュリティ対策として、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 端末専用のネットワークにより運用を行う。
- (2) 設置機器等は盗難を防ぐため必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 端末には、設定が初期状態に戻る措置を施す。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は館長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。